

「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」の改正案
に対する意見募集結果及び対応方針

番号	主な意見の概要	意見に対する考え方
1	小売電気事業者との契約に当たっては、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数とともに、発電に伴う放射性物質の排出及び廃棄物による環境負荷についても評価項目に含めるべき。	環境配慮契約法（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律）の第1条に示された法の目的や第5条第3項に「地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第1項に規定する政府実行計画の実施の効果的な推進に資するようにする」と定められているとおり、本法は、国等の機関が温室効果ガスの排出の削減を図ることを第一義的な目的としています。 このため、電気の供給を受ける契約の裾切りにおいては、小売電気事業者の温室効果ガス等の排出の程度を示す係数（二酸化炭素排出係数）を最も重要な評価項目として評価するとともに、排出係数以外の要素として、小売電気事業者の環境への負荷の低減に関する取組状況（再生可能エネルギーの導入状況及び未利用エネルギーの活用状況）についても裾切りの必須項目として評価しているところです。 なお、発電に伴い排出される廃棄物等の評価等に関するご意見については、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。
2	「電気の供給を受ける契約に当たっては、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数が低い小売電気事業者と契約するよう努めるものとする。」が基本方針に追加されたことについて賛同。	-
3	裾切りに当たって使用する排出係数は各小売電気事業者の実排出係数とすべき。	調整後排出係数の算出において、FIT 電気の環境価値の取扱いについては、特定の需要家ではなく、全需要家に環境価値を分配・調整されることとなっています。また、調整後排出係数は、京都メカニズムクレジット等を控除しており、小売電気事業者の温室効果ガスの直接的・間接的な排出削減への取組を評価する適切な排出係数と判断しております。 このため、裾切りに当たって使用する排出係数は、調整後排出係数を使用することとしています。 なお、今回のパブリックコメントは基本方針改定案の内容の変更を予定している箇所を対象とするものですが、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。
4	再生可能エネルギーの導入状況の評価に使用する再生可能エネルギー電気の利用量に FIT 認定を受けた再生可能エネルギー電気も含めるべき。	上記3に示したとおり、FIT 電気の環境価値は、全需要家に環境価値を分配・調整されていることから、小売電気事業者の再生可能エネルギーの導入状況の評価に当たって使用する再生可能エネルギー電気には FIT 電気を含めないこととしています。 なお、今回のパブリックコメントは基本方針改定案の内容の変更を予定している箇所を対象とするものですが、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。

